

重点取組名	意欲ある多様な担い手の確保・育成	普及センター名	県北農業改良普及センター
活動対象	認定農業者、水田農業担い手農家、就農候補者、家族経営協定締結農家	実施期間	平成17年4月～平成18年3月

【対象の概要】

- 管内農業の中核的担い手である認定農業者で、平成16年度末現在での認定者数は713名。
- 地域水田農業ビジョンにリストアップされている担い手農家で、今後の新規認定農業者への認定候補と成りうる農家である。
- 就農候補者として担い手実践農場研修生および小値賀町担い手公社研修生があり、就農に向けた研修や就農計画作成等の支援が必要である。
- 家族経営協定の締結している農家数は16年度末現在で246戸。締結後年数が経過している農家については協定内容の見直しと更新を支援する。また、認定農業者や新規就農者等を協定締結候補農家として新規締結に向けた推進が必要である。

【課題設定の背景】

- 認定農業者数は増えてきているが、地域農業の担い手の確保という面からは未だ不十分である。
- 新規就農者が少ないため、農業就業者の高齢化の進展や将来の地域農業の担い手不足が懸念されている。
- 経営改善の一方策としての家族経営協定を締結することは有効な手段であるが、協定締結に向けた理解が不十分であり、認定農業者の中でも締結農家数は23%と少ない。

【活動目標】

- 認定農業者数の確保および再認定の推進
- 新規就農者の確保
- 家族経営協定の推進及び既締結協定の更新の推進

【活動経過】

- 市町村の経営改善支援センターの一員として、各プロパーとの連携の下に経営改善計画の作成支援を行った。効率的支援のために月別、地区別推進や事前聞き取りの実施などを行った。
- 認定農業者協議会活動の一環としての研修会等を通して、新たな基本計画や経営所得安定対策等大綱における農業政策の重点対象としての認定農業者の重要性についての理解を深めた。
- 担い手実践農場事業での研修生の就農に向け、本人及び保護者を対象とした研修会を開催。就農意欲の高揚とともに就農後の就農計画作成支援を行った。
- 新規就農者に対するフォローアップ活動を技術担当・経営担当・担い手担当が連携して行い、課題に沿った支援を行った。さらに、新規就農者セミナーを開催した。
- 就農支援センター関係機関連携会議を開催、新規就農者への支援活動を円滑に行うための連携活動を展開した。
- 農高生、農大生、その他の新規就農希望者に対して就農促進セミナーを開催し就農支援を行った。
- 小値賀町担い手公社16年度研修生に対し研修終了後の就農に向けた就農計画作成支援を行った。
- 就農相談を受け、本人より意向を聞き取り、情報提供及び就農計画作成支援を行った。
- 家族経営協定推進対象農家のリストアップおよび推進をグリーンライフアドバイザーや普及指導協力委員の協力を得て行った。また、認定農業者の再認定や新規就農者のフォローアップ活動を活用して推進を図った。
- 推進の中で興味を持った農家に対しては家族経営協定書の作成支援を行った。
- 市町村・農業委員会と協力し調印式を開催した。



家族経営協定調印式（佐世保市）



担い手農場研修生研修風景

【普及活動の成果】

- ・平成17年度末における管内の認定農業者数は774経営体となった。新規の掘り起こしとともに再認定も着実に進んでいる。
- ・担い手実践農場研修生5名が全員、就農に向けた認定就農計画を申請し、認定就農者となった。
- ・小値賀町担い手公社16年度研修生1名についても認定就農計画の申請が行われ認定就農者となった。
- ・新規就農者に対するフォローアップ活動の対象は44戸であり、課題に沿った支援活動が行われた。
- ・平成17年度の新規就農者として22名（法人雇用含む）が確保された（このうち35歳以下は18名）。
- ・家族経営協定締結数
  - ①新規に32戸が締結を行った。  
（佐世保市24戸、平戸市3戸、松浦市3戸、江迎町2戸）
  - ②既締結内容の見直し数 4戸
  - ③認定農業者の共同申請数 6戸

【対象の声】

- ・今後の農政において認定農業者であることの重要性を幅広く理解してもらうためには、研修会などを通じた情報提供が必要であり、そのような活動を継続してほしい。
- ・新規認定、再認定にかかる経営改善計画作成への支援も継続してほしい。
- ・新規就農に関わる普及センターからの指導は経営確立に大いに役に立っている。
- ・技術面や経営面、家族経営協定、農業環境に関することなどを幅広く研修で聴けて良かった。
- ・家族経営協定は新規就農者に対しては是非推進してほしい。
- ・協定内容の見直しを積極的に進めて欲しい。
- ・認定農業者の共同申請について制度を研修会などで広めて欲しい。

【今後の課題】

- ・農政の対象が担い手へ重点化していく中で、認定農業者であることの重要性の啓発。
- ・担い手としての認定農業者の新規認定及び再認定の更なる推進。
- ・担い手実践農場研修生への就農後の技術的・経営的支援の重点化。
- ・新規就農者への適切なフォローアップ活動の実施。
- ・家族経営協定締結推進に向けた関係機関を含めた推進体制の整備と効率的な活動推進。

【成果の活用及び普及活動上の留意点】

- ・新規認定や再認定を効率的に行っていくためには、対象のリストアップと推進対象地区の重点化が必要である。
- ・担い手育成総合支援協議会活動を通じ、関係機関との連携を密とした担い手の確保育成に努める。
- ・新規就農者の円滑な農業経営の確立に向けて、技術担当・経営担当・担い手担当の緊密な連携を取ったフォローアップ活動が重要である。
- ・関係機関における家族経営協定の制度に対する理解を深めるとともに、協力と役割分担による更なる推進が必要である。